

特定非営利活動法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ
福祉サービス第三者評価事業運営規程

特定非営利活動法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ（以下、「介護・福祉ネットみやぎ」という。）における福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）に関する運営について以下のとおり定める。

（目的及び基本方針）

- 1 第三者評価事業は、事業者が提供しているサービスの内容について、第三者の立場から客観的視点で行われる評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考案した上で、第三者による評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととする。

これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とする。また、評価結果を原則公表することにより、事業所の利用者及びその家族に情報を提供し安全と満足を高め、サービスを利用しようとする者のサービスの選択に役立てるものとする。

（名称及び所在地）

- 2 評価機関の名称及び所在地

- （1）名称 特定非営利活動法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ
- （2）所在地 981-0933
宮城県仙台市青葉区柏木一丁目2の45 フォレスト仙台

（推進体制及び評価調査者）

- 3 第三者評価事業の推進に当たっては、以下の体制とする。

- （1）事業推進責任者は理事長が1人選任する。
- （2）審査委員会
第三者評価の公正・中立性、専門性を確保するため、審査委員会を設置する。
- （3）評価調査者
宮城県及び全国社会福祉協議会が実施した「福祉サービス第三者評価調査者養成研修」修了者から委嘱する。委嘱に当たっては、別紙「評価調査者一覧」から委嘱する。

（第三者評価の実施方法）

- 4 宮城県福祉サービス第三者評価業務要綱（以下「要綱」という。）並びに宮城県福祉サービス第三者評価業務要領（以下「要領」という。）に準じ、別紙の「介護・福祉ネットみやぎ福祉サービス第三者評価の手法・手順等に関する規程」により実施するものとする。

（対象事業）

- 5 介護・福祉ネットみやぎは、以下の分野の第三者評価事業を実施する。

- (1) 子ども分野
- (2) 高齢者分野
- (3) 社会的養護関係施設
- (4) 障害者分野

(費用)

6 別紙介護・福祉ネットみやぎ第三者評価手数料に定める額とする。

(苦情等に対する対応)

7 介護・福祉ネットみやぎは、苦情対応の責任者、担当者を配置した窓口を設置するとともに、苦情の申し立て、又は相談等があった場合には迅速、誠実に対応する。その際、苦情対応内容を記録するものとする。

なお、あらゆる機会を通じ再発防止に努める。

また、介護・福祉ネットみやぎで解決できない内容の場合は、宮城県に申し立てを行うものとする。

(損害賠償)

8 介護・福祉ネットみやぎは、自らの責任により事業所が損害を被った場合には、その損害額を保障するものとする。

(評価調査者の研修等)

9 宮城県が開催する評価調査者フォローアップ研修等への参加促進及び、介護・福祉ネットみやぎにおける福祉サービス第三者評価に関する研修会を企画し、評価調査者の情報等の交流と評価業務の質的研鑽と向上を図るものとする。

(規程の改廃)

10 この規程の改廃は理事会が行なう。

(その他)

11 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月26日から施行する。

この規程は、平成27年12月22日から施行する。

この規程は、平成28年1月22日から施行する。

この規程は、平成28年3月9日から施行する。

この規程は、仙台市長の定款変更認証のあった日から施行する。

(平成28年8月23日)